

平成13年2月26日

平成19年3月改訂

原子力委員会了承

## 原子力委員会申合せ事項

1. 名古屋大学放射線安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第6条に規定する内規等には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律若しくは放射性同位元素等の規制に関する法律に規定する規定を含むものとする。
2. 次の表の左欄に掲げる施設における放射線障害の防止に関する職務については、人事に関する事項を除き、右欄のものに委任することができる。

放射線取扱施設名称	施設責任者
医学部（大幸地区） 大学院生命農学研究科附属農場	医学部保健学科長 大学院生命農学研究科附属農場長

3. 放射性同位元素等の規制に関する法律第10条5項に限定する軽微な変更事項については、安全管理規程第3条第1項の規定にかかわらず、事後報告とする。